

大雨等による浸水被害への〈事前対策〉 点検しましょう・備えましょう

事業継続力強化計画
の認定を受けることが要件です

浸水被害の防止・軽減につながる

止水板の設置工事等に要する費用を助成します

補助上限 30万円
補助率 1/2

計画作成のための
様々な支援があります

計画認定ロゴマーク



止水板の設置



事業継続力強化計画 とは..

中小企業が作成する防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度。

本補助金は、**国の計画認定**を受けた事業者が止水板の設置工事等の浸水対策に取り組む経費の一部を**久留米市が助成**するものです。

認定制度の詳細・計画作成の支援は裏面を参照

国(九州経済産業局)

①計画申請 ↑ ↓ ②認定

事業継続力強化計画の作成

中小企業者

④補助金交付 ↑ ↓ ③補助金申請

久留米市

久留米市中小企業止水板等設置事業費補助金

補助額

補助上限 **30万円** 補助率 **1/2**

対象者

平成30年度以降に、市内の店舗、事務所、工場等の建物が浸水被害を受けた中小事業者※
※ 農林漁業、政治・経済・文化団体、宗教法人・団体は対象外

要件

- ✓ 事業継続力強化計画の認定を受けていること
- ✓ 市税の滞納がないこと

受付期間

令和4年1月4日(火)から 6月30日(木)まで
※ 予算に限りがありますので、上記の期間内であっても早期に受付を終了することがあります。
まずは下記までお早めにご相談ください。

申請方法

下記申請先へ 窓口提出 または 郵送
※ 申請の後、工事内容の聞き取り等を行います。
また、必要に応じて現地確認を実施します。

対象工事

- ① 止水板の設置工事及び附帯工事
- ② 浸水被害の防止又は軽減に資する関連工事

止水板の設置工事のほか、設備のかさ上げや外構等の工事など浸水被害の防止・軽減につながる工事が対象になります。

例) 排水管等への逆止弁の設置工事
受変電設備のかさ上げ(架台設置等)・移設
止水壁等の工事 など

申請にあたっての留意事項

- 補助対象となる経費は、当該事業を実施するために直接必要な経費でなければなりません。
- 補助金の交付決定前に契約・着工したものは、対象外となります。
- 施工業者は、可能な限り市内事業者の活用についてご検討ください。
- 店舗(事業所)兼住宅の場合は、主たる工事が店舗(事業所)部分である場合に対象になります。
- 国や地方公共団体が実施する制度と重複する場合は、対象外となります。
- 申請にあたっては、要綱、申請の手引き、Q&Aをよくご確認ください。

※ 申請に必要な書類は市HPや「申請の手引き」等でご確認ください

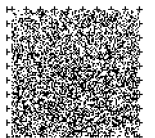
【申請・問い合わせ先】

〒 830-8520 久留米市城南町 15 番地 3
久留米市 商工観光労働部 商工政策課
Tel : 0942-30-9133 Fax : 0942-30-9707
Mail : syoko@city.kurume.fukuoka.jp

市HP
QRコード



音声コード



事業者の計画作成を支援します！

中小企業等経営強化法-事業継続力強化計画策定の手引き

まずは中小企業庁公式の計画作成の手引き等をご確認ください



計画作成の手引き



リーフレット



制度のご案内



ワークショップテキスト

久留米市の計画作成支援ワークショップ【無料】

専門家のアドバイスを受けながら「計画」を作成します！

【概要】

専門家が事業者の計画書の作成から国の認定申請まで**伴走支援**

計画を作成したいけど・・・

- 防災や感染症対策の知識不足 ●計画の作成に不慣れ ●業務多忙といった事業者へ向け、計2回のワークショップを実施

【日程】2部構成となっております。1部、2部どちらもご参加ください。

第1部「導入・計画作成」14:00～17:30 ※下記日程いずれかに参加
〈城島げんきかん〉 〈久留米ビジネスプラザ〉
・令和4年2月22日（火曜日） ・令和4年2月24日（木曜日）

第2部「計画書の仕上げ」14:00～16:30 ※下記日程いずれかに参加
〈城島げんきかん〉 〈久留米ビジネスプラザ〉
・令和4年3月9日（水曜日） ・令和4年3月10日（木曜日）

【場所】

- ・城島げんきかん（久留米市城島町榑津739-1）
- ・久留米ビジネスプラザ アルカディアホール（久留米市宮ノ陣四丁目29-11）

申込書等はこちら



【申し込み方法：期限】

「参加申込兼受付票」を下記申し込み先へFAXまたはメールで送付
「参加申込兼受付票」は市ホームページよりダウンロードできます。
申込期限：令和4年2月14日（月曜日）

【お申し込み・お問い合わせ先】

久留米市 商工政策課 TEL：0942-30-9133 FAX：0942-30-9707
E-mail：syoko@city.kurume.fukuoka.jp

（独）中小機構の計画作成支援【無料】

計画書の作成から認定まで、2つのプランでサポート

中小企業者に対して、新型コロナウイルス、自然災害等に対する事業継続力強化計画の作成をイチから無料支援します。

①オンライン型の実践セミナー、②専門家を派遣するマンツーマン支援の2つのプランでサポートいたします。

＜①オンライン型の実践セミナー＞

【概要】

複数事業者参加によるオンライン形式にて、最新の災害事例・減災事例を示しながら、計画作成の必要性や手順を講義、演習、グループディスカッションを通じて分かりやすく解説。不明点等の確認を行える個別相談会も実施します。

【所要時間】

4時間程度 ※多忙な経営者のための1時間コースもご用意。

【開催日時】

日程は複数ございます。事務局ホームページをご確認ください。

＜②専門家を派遣するマンツーマン支援＞

【概要】

事前対策に取り組む中小企業に対して、専門家を派遣して事前対策の取組の検討と計画作成の個別支援を実施

【実施回数】

3回（延べ10時間）程度

※①②ともにWEB上で専用の申込フォームより申込んでください。

事務局HP

（申し込みはこちら）



【お申し込み・お問い合わせ先】

事業継続力強化計画作成支援事務局
TEL：03-6680-7330 E-mail：info_kyoujinka@tohatsu.co.jp

国の事業継続力強化計画認定制度

制度の概要

- 中小企業が行う**防災・減災の事前対策に関する計画**を経済産業大臣が認定する制度です。
- 認定を受けた事業所は**税制優遇や補助金の加点**などの支援策が活用できます。
- 令和2年10月に**感染症対策を盛り込んだ「事業継続力強化計画作成の手引き」**が公表されました。

中小企業庁ホームページ



計画を作成し、実行することで、自社の災害リスクや影響を再認識し、発災時の対応力の強化や従業員の意識向上などにつながります。

【計画に記載が必要な事項】

- ・ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確認結果
- ・安否確認や避難の実施方法など、発災時の初動対応手順
- ・人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、情報保護にあたって取組を進める具体的な対策
- ・訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実効性確保の取組

【具体的な事前対策例】

- ★人員確保
 - ・従業員の業務内容・作業手順等のマニュアル化
 - ・他社との連携による非常時の従業員の相互応援体制の構築
 - ・在宅勤務を可能とする環境整備
- ★建物・設備の保護
 - ・配電盤等の重要設備の高所設置
 - ・停電に備えた自家発電設備の導入 ・地震に備えた機器の固定
- ★資金繰り対策
 - ・被災をした際に、融資を受けることができる窓口を確認
 - ・水害や地震などの災害に対応した損害保険や共済に加入
 - ・休業時に利益補償をする保険に加入
 - ・建物や機械設備だけでなく、在庫や中間財などを対象とする保険・共済に加入
- ★情報保護
 - ・契約書や顧客情報など、重要な情報を複製化
 - ・クラウドサーバーを活用した情報の保管
 - ・従業員の個人パソコンのセキュリティ確認
- ★取引先・他社との協力体制
 - ・地域の企業との非常時応援体制の整備
 - ・取引先や、同業者組合等での連携

市ハザードマップ



計画認定を受けるメリット

1. 対象設備の税制優遇

計画に従って取得した一定の設備について取得価額20%の特別償却が適用可能
対象者：青色申告書を提出する中小企業者等で、国から計画の認定を受けたもの

対象設備：

- 機械及び装置（100万円以上）
自家発電設備、制震・免震装置、排水ポンプ、揚水ポンプ など
- 建物附属設備（60万円以上）
止水板、防水シャッター、自家発電設備 など
- 器具及び備品（30万円以上） 全ての設備

※ 国・地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得する設備は、当税制措置の対象外となります。

税制優遇の詳細



2. 国の「ものづくり補助金」等の加点措置

3. 信用保証枠の拡大

計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証枠の拡大等

4. 政府金融機関による低利融資

利率：設備資金について基準金利▲0.9%

5. 損害保険料の割引等

※その他、詳細は中小企業庁のホームページをご確認ください。

損害保険料の割引等の詳細



【認定申請・お問い合わせ先】九州経済産業局 産業部 経営支援課 事業継続力強化計画担当

TEL：092-482-5592 ※計画認定を申請後、審査に日数（標準処理期間45日）を要しますのでご注意ください。